

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とする。

別表第1を削り、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
市長	藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年藤枝市告示第100号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市母子家庭等医療費助成要綱（昭和55年藤枝市告示第13号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市こども医療費助成要綱（昭和59年藤枝市告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市一般不妊治療（人工授精）費助成金交付要綱（平成26年藤枝市告示第110-2号）及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成21年藤枝市告示第111号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市不育症治療費助成金交付要綱（平成29年藤枝市告示第86-2号）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給資格に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	
市長	藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による資格及び給付に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		藤枝市こども医療費助成要綱（昭和59年藤枝市告示第24号）による資格及び給付に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		藤枝市母子家庭等医療費助成要綱（昭和55年藤枝市告示第13号）による資格及び給付に関する情報（以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定め	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	るもの	
市長	藤枝市母子家庭等医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年藤枝市告示第100号）による資格及び給付に関する情報（以下「重度障害者（児）医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市こども医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による資格及び給付に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		重度障害者（児）医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市一般不妊治療（人工授精）費助成金交付要綱及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市不育症治療費助成金交付要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。